

## 家庭的保育事業等の化学物質対策等の基準を定める要綱

平成 29 年 12 月 20 日  
29 葛子育第 1004 号  
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年葛飾区条例第 23 号。以下「条例」という。)第4条に規定する葛飾区長(以下「区長」という。)が別に定める基準を定めるものとする。

(室内の化学物質対策)

第2条 条例第4条第1項に規定する区長が別に定める基準は、別表第1のとおりとする。

(乳幼児突然死症候群の防止対策)

第3条 条例第4条第2項に規定する区長が別に定める基準は、別表第2のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

室内の化学物質対策

区分	内容
実施内容	家庭的保育事業者等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。)は、家庭的保育事業所等(省令第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等をいう。以下同じ。)の室内の化学物質濃度の測定を第三者の専門検査機関に依頼し、室内の安全性を確認する。当該測定は、室内に什器等を設置した状態で実施することが望ましい。家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を開始した後であっても、室内の環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合は、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の揮発性有機化合物のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの6種
検査機関	室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について(平成12年6月30日生衛発第1093号厚生省生活衛生局長通知)に定める標準的測定方法(以下この表において「標準的測定方法」という。)により検査できる機関
測定方法	標準的測定方法によること。
	日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60センチメートル、乳児は床上30センチメートルなど、乳児及び幼児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。
	測定の際は、換気装置を停止させること。ただし、常時稼働させる必要がある換気装置については、この限りでない。
	窓際、出入口及び送風口付近で測定することは避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。
測定結果及び再検査	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の室内濃度指針値(以下この表において「指針値」という。)以下であることを確認すること。
	指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じた後、この要綱に従い再検査を行い、家庭的保育事業等を開始し、又は再開する2週間前までに指針値以下であることを確認すること。
	測定結果及び対策状況について、区長へ報告すること。
事業開始までの注意点	化学物質の低減のため、家庭的保育事業所等の竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。
	換気装置の使用、定期的な窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。

別表第2(第3条関係)

乳幼児突然死症候群の防止対策

区分	内容
実施内容	家庭的保育事業者等は、乳児及び幼児の睡眠時における注意点等を遵守し、睡眠中の乳児及び幼児の状態をきめ細かく確認する。確認した結果は、乳児及び幼児別に記録を取る。
睡眠時の注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 照明は乳児及び幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つこと。</li> <li>2 厚着をさせすぎないこと。</li> <li>3 暖房を効かせすぎないこと。</li> <li>4 預け始めの時期は年齢に関係なく、特に注意して乳児及び幼児を一人一人確認してその内容を記録すること。</li> <li>5 担当者を決め、乳児及び幼児のそばを離れないこと。</li> </ol>
その他の注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児室、保育室等内での禁煙を徹底すること。</li> <li>2 乳児又は幼児の保護者と緊密なコミュニケーションを取り、家庭での乳児及び幼児の様子や睡眠時の癖、体調等を聞き取り、家庭的保育事業所等での様子を保護者に伝えるなどし、気になる事は双方で話し合い、対策を講じること。</li> <li>3 家庭的保育事業者等は、不測の事態に備え、緊急時対応マニュアルの整備、救急救命訓練研修等を家庭的保育事業所等の職員に対して実施すること。</li> </ol>
睡眠時の確認項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝つきや睡眠時の姿勢 姿勢の記録のほか、姿勢を直した場合も記録すること。 医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝とすること。</li> <li>2 顔色、唇の色等</li> <li>3 呼吸の状態 鼻や口の空気の流れや音、胸の動き等を確認すること。</li> <li>4 体温 体に触れて確認をすること。</li> </ol>
確認間隔	1歳未満児 おおむね5分ごと
	1歳児及び2歳児 おおむね10分ごと